

『受診状況等証明書』を郵送で希望される方へ

受診状況等証明書の発行にあたり、同封した書類一式を秋田県立医療療育センター総合相談・医療療育連携部（以下、当センター）にご返送ください。文書料は、一通 1,760 円です。申し込みからお手元に届くまでは、3 週間ほどかかります。

<手続きの流れ>

1. 文書手数料 **1,760 円**を、別紙「振込用請求書」の通りお振込ください。
2. 申込に必要な書類（下記太枠内）を当センターへご返送ください。
3. 文書完成後、お電話のうえ「受診状況等証明書」を郵送いたします。

<申込に必要な書類>

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・受診状況等証明書の用紙（年金窓口からもらってください）・返信用封筒（110 円切手を貼り、送付先を記入してください）・患者ご本人様の身分証明書の写し・申込者の身分証明書の写し（申込者が患者ご本人さまの場合は不要）・『受診状況等証明書』記載申込書・受診申込書・文書の申込用紙兼同意書 | <ul style="list-style-type: none">・受診状況等証明書の用紙（年金窓口からもらってください）・返信用封筒（110 円切手を貼り、送付先を記入してください）・患者ご本人様の身分証明書の写し・申込者の身分証明書の写し（申込者が患者ご本人さまの場合は不要）・『受診状況等証明書』記載申込書・受診申込書・文書の申込用紙兼同意書 |
|---|---|
- 今回同封しています
それぞれご記入ください

《身分証明書について》

（1）申込者：A 群はいずれか 1 点、B 群はいずれか 2 点送付してください

【A 群】	【B 群】
・マイナンバーカード（表面のみ）	・健康保険証資格確認書
・運転免許証	・健康保険証（当面の間有効なものに限る）
・障害者手帳	・住民票の写し（発行から 6 ヶ月以内のもの）

（2）患者ご本人様：A 群もしくは B 群のいずれか 1 点送付してください

【A 群】	【B 群】
・マイナンバーカード（表面のみ）	・健康保険証資格確認書
・運転免許証	・健康保険証（当面の間有効なものに限る）
・障害者手帳	・住民票の写し（発行から 6 ヶ月以内のもの）

【送付先】

〒010-1409

秋田県秋田市南ヶ丘一丁目1番2号

秋田県立医療療育センター総合相談・医療療育連携部

電話 018-826-8031